

- (9) 年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ（第47条の6①②）
 公的年金所得に係る特別徴収税額の変更があった場合の過誤納金の納付委託の対象に、森林環境税に係る徴収金を追加するものです。
- (10) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例（附則第25条）
 市税条例附則第26条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）の削除（令和5年1月1日施行）に伴い規定を整備するものです。
- (11) 施行期日
- | | |
|---------------------------------|----------|
| ・ 上記（10） | 公布の日 |
| ・ 上記（1）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9） | 令和6年1月1日 |
| ・ 上記（2）、（3） | 令和7年1月1日 |

2 軽自動車税

- (1) 種別割の税率（第82条）
 現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率を2,000円とするものです。
- (2) 軽自動車税の賦課徴収の特例（附則第15条の2の2、附則第16条の2）
 排ガス試験等において、不正を行った自動車メーカー等に対し、その不正により生じた軽自動車に係る納付不足額を負わせる特例規定について、その納付額に加算する割合を引き上げるものです。
- (3) 施行期日 令和6年1月1日

3 固定資産税

- (1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置（附則第10条の2第18項及び第10条の3第12項）
 引用する法附則第15条中、改正マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンションが、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施、完了した場合に翌年度分の固定資産税額を減額する特例の新設、規定を整備するものです。（わがまち特例）

| 対象資産 | 現行 | 改正後 | | 備考 |
|--|-----|---------------------|----------------|----|
| | 特例率 | 特例率 (参酌基準) | 太田市の特例率 (案) | |
| 長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションに係る翌年度分の固定資産税 | — | 1/6以上1/2以下 (1/3) | 1/3 | |

- (2) 施行期日 公布の日

II その他

令和5年6月定例会に議案を提出します。

- * 問い合わせ先 総務部 市民税課 市民税一係 内線 2390
 諸税係 内線 2391
 資産税課 管理・償却資産係 内線 2361

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

和解について

【 目 的 】

新型コロナワクチン接種コールセンター業務委託について、相手方がその委託料を過大請求したことに関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 主な内容

令和3年2月から令和4年3月末までの間の新型コロナワクチン接種コールセンター業務委託に関し、相手方がその委託料を過大請求したことによって発生した市の損害の賠償を相手方に対し求めるものです。

2 損害賠償の概要

| 内容 | 損害賠償額 | 相手方 |
|---------|-------------|--|
| 過大請求額 | 46,896,318円 | 住所：群馬県前橋市古市町210番地3 業者：株式会社セントラルサービス 代表取締役社長 大本 寛 |
| 遅延損害金 | 2,080,643円 | |
| 市が受けた損害 | 8,570,636円 | |
| 合計 | 57,547,597円 | |

また、令和4年4月から9月末までの間の契約についても過大請求が発覚し、これについては、令和4年11月に57,020,441円の返還がされております。

3 本件に関し、市と相手方との間には、上記に記載のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認しました。

4 その他

令和5年6月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 新型コロナウイルス感染症対策室
新型コロナウイルス感染症対策係 55-3160ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400



【 表 題 】

太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

群馬県福祉医療制度の見直しに伴う、群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正により、本条例において所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

群馬県が今後子ども医療費の対象を18歳までに拡大することになり、県の方針では受給資格に婚姻要件等は設けないということになりました。

それに伴い、現行の太田市福祉医療制度では高校生世代の16歳から18歳までの婚姻していない児童となっており、婚姻要件を廃止する必要があるため条例の一部改正を行うものです。

また、条例第3条第2項第1号については群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正により条例の一部改正を行うものです。

2 施行期日

令和5年10月1日

3 その他

令和5年6月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 医療年金課 福祉医療年金係 内線2571 47-1940が イルソ

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 小内 正 (TEL) 20-7080



【 表 題 】

太田市東毛林間学校基金条例の廃止について

【 目 的 】

太田市東毛林間学校の解体工事が終了することに伴い、太田市東毛林間学校基金条例を廃止するものです。

【 概 要 】

1 概 要

・ 廃止理由

太田市東毛林間学校基金は、林間学校の施設の維持管理に係る経費に充てるため、平成27年3月に設置されましたが、施設の解体に伴い、事業の全てが完了し、基金の役割を終えるため、当該条例を廃止するものです。

・ 基金通帳残高

0円（令和5年3月31日現在）

・ 通帳解約時の残金の取扱い

一般会計に繰り入れます。

2 施行期日 公布の日

3 その他 東毛林間学校解体工事費へ充当するため、37,640,837円を令和5年3月22日付けで繰り入れを行いました。

令和5年6月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 生涯学習課 管理係 22-3442 ダイヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
○公開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200

【 表 題 】

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」へ変更されたことに伴い、国及び県の規則に定める防疫作業手当に関する特例が廃止されたため、当該改正内容に準じて所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

(附則第3項及び第4項の削除)

改正により、下記の作業に従事した場合の手当の支給を取りやめます。

現行の支給対象及び支給額

| 支給対象 | 支給額 |
|--|----------|
| 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき | 日額3,000円 |
| 上記作業において、患者又はその疑いのある者の身体に接触する作業、これらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したとき | 日額4,000円 |

2 施行日 公布の日

3 その他 令和5年6月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線 2234 47-1961ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2210



【 表 題 】

令和5年度太田市功労者及び徳行者表彰式の挙行について

【 目 的 】

市民の模範とすべき功労者及び徳行者を表彰してその功績をたたえ、本市自治、産業、文化などの振興、市民福祉の増進、民生の安定向上に資することを目的とします。

【 概 要 】

1. 日 時 令和5年6月30日 (金) 午後3時
2. 会 場 太田市民会館 スタジオ
3. 被表彰者 功労者 81件 徳行者 22件 計 103件
4. 出席者 被表彰者、市長、市議会議長、副市長、教育長、企画部長、総務部長
被表彰者内申部長
5. 次 第
 - ・開 式
 - ・表彰状授与
 - ・主催者挨拶
 - ・来賓祝辞
 - ・謝 辞
 - ・閉 式

【 備 考 】

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線2211 47-1808 ダイヤル

- 内 容【 2. 連絡事項 】
- 公 開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0



【 表 題 】

令和5年春 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について

【 目 的 】

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、その功労、功績を称え、敬意と感謝の意を表するため開催するものです。

【 概 要 】

1. 受章者

(1) 叙 勲 (7名)

- ・河上 良一 氏 (瑞宝小綬章／裁判所事務功労) ※春の叙勲
- ・備前島 俊行 氏 (旭日双光章／保健衛生功労) ※春の叙勲
- ・大和 抱次 氏 (旭日双光章／交通安全功労) ※春の叙勲
- ・阿部 悟 氏 (瑞宝双光章／検察事務功労) ※高齢者叙勲
- ・大谷 サクイ 氏 (瑞宝双光章／教育功労) ※高齢者叙勲
- ・山本 勝美 氏 (瑞宝双光章／教育功労) ※高齢者叙勲
- ・堂前 善三 氏 (瑞宝単光章／消防功労) ※第40回危険業務従事者叙勲

(2) 褒 章 (1名)

- ・中山 晃 氏 (黄綬褒章／業務精励 [行政書士業]) ※春の褒章

2. 日 時 令和5年7月26日 (水) 午後2時～

3. 会 場 太田市民会館 スタジオ (太田市飯塚町200番地1)

4. 出席予定者 約100名

【 備 考 】

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 タ イ ム

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 大谷 健 内線 2400



【 表 題 】

令和4年度公共交通機関の運行実績報告について

【 目 的 】

本市で運行するシティライナーおおた、おうかがい市バス【どあ宅】、市営無料バスの運行実績を報告するものです。

【 概 要 】

1. シティライナーおおた【2路線：新田線、尾島線】

(運行事業者：(株)矢島タクシー)

(1) 年度別総事業費、運行補助金及び利用者数の推移

| | 総事業費 | 運行補助金 | 利用者数 |
|-------|-------------|-------------|---------|
| 令和2年度 | 25,231,604円 | 20,261,637円 | 35,324人 |
| 令和3年度 | 25,957,031円 | 20,145,487円 | 40,290人 |
| 令和4年度 | 22,180,137円 | 16,671,848円 | 40,136人 |

(2) 令和4年度路線別内訳

| | 総事業費(A) | 収入額(B) | 運行補助金 (C)=(A)-(B) | 収支率 (D)=(B)/(A) | 利用者数 |
|-------|-------------|------------|----------------------|--------------------|---------|
| 新 田 線 | 12,567,147円 | 3,936,232円 | 8,630,915円 | 31.3% | 28,524人 |
| 尾 島 線 | 9,612,990円 | 1,572,057円 | 8,040,933円 | 16.4% | 11,612人 |
| 計 | 22,180,137円 | 5,508,289円 | 16,671,848円 | 24.8% | 40,136人 |

2. おうかがい市バス【どあ宅】(運行委託先：(株)矢島タクシー)

年度別運行委託料、利用登録者数及び延べ利用者数の推移

| | 運行委託料 | 利用登録者数 | 延べ利用者数 |
|-------|-------------|--------|---------|
| 令和2年度 | 31,558,518円 | 2,002人 | 17,130人 |
| 令和3年度 | 35,068,677円 | 2,061人 | 15,555人 |
| 令和4年度 | 36,010,069円 | 2,217人 | 18,088人 |

3. 市営無料バス

年度別総利用者数の推移

| | 西バス系統 | 東バス系統 | 韮川鳥之郷線 | 宝泉新田線 | 合 計 |
|-------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 令和2年度 | 25,999人 | 8,674人 | 1,957人 | 1,907人 | 38,537人 |
| 令和3年度 | 35,792人 | 7,589人 | 3,960人 | 3,906人 | 51,247人 |
| 令和4年度 | 39,403人 | 8,621人 | 4,981人 | 5,458人 | 58,463人 |

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-1826 イルイン

※ 市内公立小・中学校及び指定なしの内訳

| 校名 | 寄付件数 | 寄附金額（円） |
|---------|------|-----------|
| 太田小学校 | 5 | 201,000 |
| 九合小学校 | 3 | 36,500 |
| 鳥之郷小学校 | 1 | 1,000 |
| 南小学校 | 1 | 50,000 |
| 休泊小学校 | 2 | 50,000 |
| 宝泉小学校 | 1 | 50,000 |
| 宝泉東小学校 | 1 | 1,500 |
| 旭小学校 | 1 | 500 |
| 駒形小学校 | 3 | 85,000 |
| 城西小学校 | 2 | 60,000 |
| 尾島小学校 | 1 | 1,000 |
| 生品小学校 | 1 | 50,000 |
| 綿打小学校 | 1 | 20,000 |
| 藪塚本町小学校 | 2 | 5,000 |
| 西中学校 | 3 | 67,000 |
| 東中学校 | 2 | 6,500 |
| 南中学校 | 1 | 170,000 |
| 休泊中学校 | 1 | 30,000 |
| 宝泉中学校 | 1 | 10,000 |
| 城西中学校 | 2 | 11,500 |
| 城東中学校 | 4 | 95,000 |
| 旭中学校 | 2 | 1,500 |
| 尾島中学校 | 1 | 1,000 |
| 藪塚本町中学校 | 2 | 5,000 |
| 指定なし | 1 | 2,000 |
| 計 | 45 | 1,011,000 |

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係
内線3612 47-1923ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上恵美子 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

令和4年度の太陽光発電所実績について

【 目 的 】

令和4年度のおおた太陽光発電所、おおた鶴生田町太陽光発電所、おおた緑町太陽光発電所の実績を報告するものです。

【 概 要 】

1 令和4年度実績

| 発電所名 | 売電量 (kWh) | 売電額 (円) | CO2削減量 (t) |
|-------------------|-----------|-------------|------------|
| おおた太陽光発電所 | 893,028 | 37,995,441 | 399.2 |
| おおた 鶴生田町太陽光発電所 | 1,529,972 | 67,318,768 | 683.9 |
| おおた 緑町太陽光発電所 | 2,005,934 | 88,261,096 | 896.6 |
| 計 | 4,428,934 | 193,575,305 | 1,979.7 |

2 令和4年度実績の月別詳細 別紙のとおり

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 脱炭素推進室 企画係 内線2661 47-1953が イルイン

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業の終了認可について

【 目 的 】

標記事業について、令和5年2月15日付けで施行者が群馬県より終了認可されたため、報告するものです。

【 概 要 】

1 終了認可の概要

- ①施行者 山本高治郎及び関東建設工業株式会社
(太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業共同個人施行者)
- ②事業期間 令和2年8月11日(施行認可公告の日)から
令和4年12月31日まで
- ③施行地区 太田市浜町81番ほか(面積は約1.3ha)

2 事業の概要

- ①建物の概要 テナント棟1(店舗・業務施設、5階建て)
テナント棟2(店舗・業務施設、5階建て)
駐車場棟(自走式、4階建て(屋上あり))
- ②総事業費 5,920,005,980円
- ③補助金 1,687,710,000円(国(ZEB含む)、市)

3 事業の経過

都市計画決定(高度利用地区、第一種市街地再開発事業)

| | | |
|----------|--------------------|-------|
| | 令和2年1月10日 | 【太田市】 |
| 施行認可 | 令和2年8月3日(8月11日公告) | 【群馬県】 |
| 権利変換計画認可 | 令和2年10月19日 | 【群馬県】 |
| 建築工事 | 令和2年11月~令和4年5月 | 【施行者】 |
| 終了認可 | 令和5年2月15日(2月24日公告) | 【群馬県】 |

【 備 考 】

* 問い合わせ先

都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320 ダイヤル

